

市の財政状況をお知らせします～令和4年上半期～

問合せ 財政課財政担当

市の財政状況については年2回、上半期（4月～9月）と下半期（10月～3月）に分けて定期的に公表しています。今回は、令和4年度上半期の財政状況をお知らせします。

【一般会計】

当初予算額は219億9000万円、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業」など、新たに必要となった22億8806万円を補正予算として追加しました。その結果、9月末現在の予算額は242億7806万円となっています。

歳入

114億5580万円が収入済みで47.2%の収入率となっています。市債や国・県支出金の大部分は下半期に収入されます。その他の費目については、ほぼ順調に収入されています。

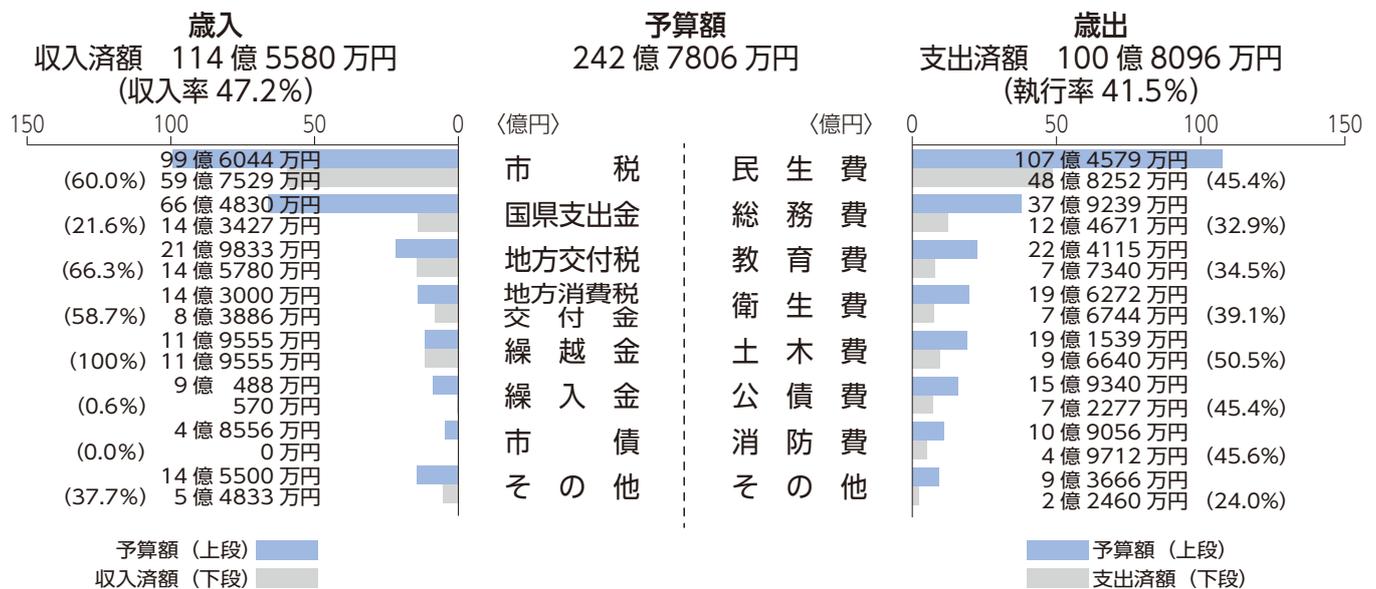
歳出

100億8096万円が支出済みで、41.5%の執行率となっています。各費目とも、9月までの計画に対しておおむね計画どおり執行されています。

【特別会計】

一般会計同様に各特別会計もおおむね計画どおり執行されています。

一般会計



特別会計

会計名	予算額	収入済額	収入率 (%)	支出済額	執行率 (%)
国民健康保険	66億9105万円	36億1741万円	54.1	32億 54万円	47.8
後期高齢者医療	10億1100万円	3億6536万円	36.1	3億2585万円	32.2
介護保険	47億5990万円	27億3721万円	57.5	17億7192万円	37.2
一本松土地区画整理事業	1億2560万円	5272万円	42.0	992万円	7.9
若葉駅西口土地区画整理事業	3億1420万円	2100万円	6.7	6170万円	19.6

市債残高の状況

会計名	9月末現在高(元金)	昨年度同時期との比較
一般会計	159億6509万円	△1億 405万円
一本松土地区画整理事業	5621万円	△1613万円
若葉駅西口土地区画整理事業	6億5545万円	△1902万円

おめでとうございます 民生委員・児童委員表彰

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

民生委員・児童委員として長年にわたり地域福祉の向上に尽力され、その功績が認められたものです。おめでとうございます。
【功績】在職期間17年以上
埼玉県社会福祉大会知事表彰
鶴巻進一さん
島田慶嗣さん
青柳裕子さん
磯信太郎さん
内田一義さん
寶剣綾子さん

民生委員・児童委員を紹介します

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当

12月1日に3年に1度の全国一斉改選が行われ、下表の92人の方々が厚生労働大臣から委嘱を受けました。民生委員・児童委員は、地域で悩んでいる人、困っている人の声を聞いて、行政や地域のサポート先になく橋渡し役です。また、主任児童委員は民生委員・児童委員の中で、子どもや子育てに関する相談・援助を専門に行っています。
地域で相談支援を行うボランティア
「ひとり暮らしの高齢者を最近見かけないが病気では？」 「子どもの泣き声が絶えない家があるが虐待では？」 など、ご近所の気になることや生活をする上での悩みごと、心配ごとがありましたら、民生委員・児童委員にご相談ください。安心して生活できるようにボランティアとしてお手伝いをしています。
相談などで知り得た情報は秘密を厳守します。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員の連絡先を知りたい場合や委員が欠員の地区は、福祉政策課へお問い合わせください。

民生委員・児童委員のマーク
このマークは1960(昭和35)年に公募で選ばれたものです。幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせて、平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。

【功績】在職期間10年以上
全国民生委員児童委員連合会会長表彰
佐鳥のぞみさん
中村伸子さん
風祭みさ子さん
芳野美佐江さん
中里由架利さん

Table with 4 columns: 第一地区民生委員・児童委員協議会, 第二地区民生委員・児童委員協議会, 第三地区民生委員・児童委員協議会, 第四地区民生委員・児童委員協議会. Each column lists regional associations and their members.

退任された民生委員・児童委員の皆さん ありがとうございました！

問合せ先 福祉政策課福祉政策・地域福祉担当



11月30日(任期満了)をもって退任された民生委員・児童委員の皆さん、長年にわたり市の福祉向上にご尽力いただき心より厚くお礼申し上げます。
第一地区
窪田和江さん(共栄中央第一・共栄ニュータウン)
松岡昭二さん(共栄中央第二)
中村伸子さん(若葉グリーンハイツ・ナチュール)
第二地区
持木和男さん(五味ヶ谷)
青柳裕子さん(富士見ハイツ)
第三地区
新井正史さん(脚折北部)
石川博さん(脚折山田)
青木勇さん(脚折第三・とうつる)
第四地区
長谷川廣美さん(高倉上・高倉下)
小野寺純子さん(中新田一区)
安藤洋美さん(新町四丁目)
須長誠さん(上新田)
武田和子さん(町屋)
木名瀬千恵子さん(太田ヶ谷一区・二区)

市職員の給与、勤務条件などを公表します

問合せ 人事課人事担当

「鶴ヶ島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営の概要をお知らせします。

■任免の状況(令和3年度)

採用9人(一般事務職9人)

退職14人(定年8人、勲奨4人、自己都合2人)

■一般行政職の級別職員数(令和4年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	計
標準的な職名	主事補	主事	主任	主査	主幹	課長	部長	
人数	18	29	89	53	50	28	11	278
割合	6.5	10.4	32.0	19.1	18.0	10.1	3.9	100

※ 鶴ヶ島市の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数です
 ※ 一般行政職とは、税務職・福祉職・教育職・技能職などを除いた職種です(以下同じ)

■部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和4年	令和3年	
一般行政部門	議会	5	5	
	総務	105	106	△1
	税務	28	29	△1
	民生	94	95	△1
	衛生	31	27	4
	労働	1	1	
	農林水産	7	6	1
	商工	4	4	
	土木	40	41	△1
	小計	315	314	1
特別行政部門	教育	40	40	
	小計	40	40	
普通会計 計		355	354	1
公営企業等会計部門	国保事業その他	24	23	1
	小計	24	23	1
合計		379	377	2

※ 職員数は、一般職に属する職員数であり、派遣職員を含み、再任用職員(短時間)、会計年度任用職員を除いています

■人件費の状況(令和3年度普通会計決算)

住民基本台帳人口 (R4.3.31現在)	歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)	2年度の人件費率(参考)
6万9927人	259億6555万5000円	36億4698万5000円	14.1%	11.6%

※ 人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます
 ※ 人件費率とは、歳出額に占める人件費の割合です

■職員の平均給料月額と平均年齢(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職		技能職	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
鶴ヶ島市	31万6437円	42.1歳	31万7600円	55.0歳
国	32万3711円	42.7歳	28万6570円	51.1歳

■職員の初任給(給料月額)(令和4年4月1日現在)

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鶴ヶ島市	18万8700円	16万100円
国	18万2200円	15万600円

■ラスパイレス指数(令和3年度)

区分	一般行政職
鶴ヶ島市	97.6

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料水準を100として比較したものです

■職員手当(令和4年4月1日現在)

期末手当	年間支給割合	期末手当 2.40月分
勤勉手当		勤勉手当 1.90月分
地域手当	給料・扶養手当および管理職手当の総額の10%	
特殊勤務手当	①防疫作業手当(日額500円) ②行旅病人等取扱手当(1回1500円または3000円)	
扶養手当	①配偶者6500円 ②子1万円 ③父母など6500円 (特定扶養(16歳~22歳の扶養親族)5000円加算)	
住居手当	賃貸住宅→家賃額に応じて支給(最高2万8000円)	
通勤手当	①交通機関利用者→運賃相当額(最高5万5000円) ②交通用具(自動車など)利用者(ただし、2km以上)→距離に応じた定額(最高3万1600円)	
管理職手当	部長級7万円、課長級5万2000円、主幹級4万1000円	
退職手当	区分	勤続20年 勤続25年 勤続30年 最高限度額
	自己都合	19.669500月分 28.039500月分 34.735500月分 47.709000月分
	定年・勲奨	24.586875月分 33.270750月分 40.803750月分 47.709000月分

■勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間(標準)

始業時刻	終業時刻	1日の勤務時間	1週間の勤務時間
8時30分	17時15分	7時間45分	38時間45分

(2) 年次有給休暇の取得状況(令和3年度)

制度の概要	平均取得日数
1年度につき20日付与(翌年度繰越可能。最大40日)	11.9日

(3) 育児休業などの取得状況(令和4年4月1日現在)

休業の種類	育児休業	部分休業
取得者数	10人	11人

償却資産の申告は1月31日までです

問合せ 税務課資産税担当

償却資産とは

会社や個人で、事業を行っている方や、アパート・駐車場などの不動産経営をしている方が、その事業のために使用している構築物・機械・器具・備品などの資産を償却資産といいます。

土地や家屋と同じく固定資産税が課税されます。

詳しくは左の表をご覧ください。

種類	具体例
構築物	門・塀・舗装・外構・緑化施設・駐車場・駐輪場・広告塔・屋外配管用設備など
機械・装置	土木建設機械・電気機械などの各種産業用機械・太陽光発電設備 など
車両・運搬具	フォークリフトなどの大型特殊自動車・構内運搬具 など
工具・器具・備品	事務机・椅子・レジ・パソコン・医療機器・事務機器・エアコン など

申告義務があります

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在の資産の所有状況について申告していただくことが、義務付けられています。

共同住宅・駐車場などの不動産経営者の方も対象になります。

なお、門や塀・駐車場の舗装、ごみ置き場などは、土地や家屋の固定資産税に含まれていないため、償却資産として申告してください。

令和5年度申告書の提出について

提出期限
1月31日(火)まで

提出方法

税務課に直接提出または郵送してください。

なお、会社や自宅からインターネットを利用して、電子申告(eLTAX)でも提出することができます。

提出書類

償却資産申告書および全資産の種類別明細書(増減のない場合でも全資産の明細を提出してください)

独自の様式での全資産申告および電子申告については、必ず全所有資産について評価額などを計算し、明細書を添付して申告してください。

申告用紙を送付します

令和4年度分を申告された方には、12月上旬に、申告用紙を送付します。

新規事業所などで申告用紙が必要な方は、必要書類を送付します

ので、ご連絡ください。

マイナンバーが必要です

社会保障・税番号制度に基づき、法人の方は、13桁の法人番号を、個人事業主の方は、12桁のマイナンバーを、申告書の所定の記載欄に記載してください。

申告の際は、本人確認とマイナンバー確認が必要になります。

償却資産Q&A

Q1 税務署へ毎年申告をしますが、市にも申告は必要ですか？

A1 必要です。税務署は、国税(所得税、法人税)の申告、市役所は、地方税(固定資産税)の申告で

す。また、国税と地方税では取扱いが異なる場合があります。

Q2 償却資産を所有していない場合でも申告は必要ですか？

A2 資産の所有状況把握のため、「資産なし」として申告をお願いしています。

Q3 所有資産の増減がない場合でも申告が必要ですか？

A3 償却資産の所有者は、資産内容に変更がなくても、毎年申告が必要です。申告の際は全資産の明細も提出してください。

Q4 廃業した場合、申告は必要ですか？

A4 必要です。廃業(転出・解散を含む)した旨を記載し、申告してください。

Q5 申告について調査依頼の通知が届きましたが、どうしてですか？

A5 申告の内容を確認するため、固定資産台帳や所得税(法人税)申告書類などの写しの提出を求める場合があります。ご協力を願います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の募集

問合先 産業振興課農政担当、農業委員会事務局

農業委員、農地利用最適化推進委員の任期が令和5年4月29日で満了となるため、委員の募集をしています。

① 農業委員
内容 農地法の許認可に関する審議など
定員 9人
資格 農業に識見のある農業者・農業関係者など、または農地法や農業行政に精通し農業委員会の所掌事務に利害関係を有しない方
任期 令和5年4月30日から令和8年4月29日まで

② 農地利用最適化推進委員
内容 農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・

解消など
定員 5人
資格 農業に識見のある農業者・農業関係者など
任期 令和5年5月1日から令和8年4月29日まで
各委員の応募・推薦に必要な書類は産業振興課、農業委員会事務局または市ホームページから入手できます。
申込期間・方法
1月10日(火)までに①産業振興課農政担当、②農業委員会事務局に直接または郵送(必着)〒35012292(住所不要)

鶴ヶ島市職員募集

問合先 人事課人事担当

市では、令和5年4月1日付けで採用予定の市職員の採用試験を行います。

採用職種・人数
一般行政職(事務) 若干名
一般行政職(土木) 若干名
一般行政職(福祉) 若干名
一般行政職(学芸員) 若干名
一般行政職(障害者対象) 若干名
受験資格 市ホームページをご覧ください。

申込方法 12月1日(木)から9日(金)までに人事課へ直接または郵送
※ 郵送の場合は期間内必着
第1次試験日 1月8日(日)
※ 採用試験案内、申込書類は市役所で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます



詳細はこちら

新入学準備費の入学前支給を行います

問合先 学校教育課学務担当

令和5年度に小中学校に入学するお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者の方に、新入学準備費の支給を入学前の3月に行います。

対象者・申請方法
次のいずれかの条件にあてはまる方
・収入が少なく経済的に困り、認定基準の範囲内の方(認定基準の詳細はホームページをご覧ください)
・生活保護が停止または廃止となった方
・市民税が減免または非課税となった方
・国民年金保険料、国民健康保険税が減免または猶予された方
・児童扶養手当を受けている方

申請方法
次の①から⑤を持参し、1月31日(火)までに学校教育課へ申請してください。
①就学援助認定申請書・世帯票(学校教育課で配布)
②窓口に来られる方の身分を証明できる書類(運転免許証など)

③振込先がわかるもの(通帳など)
④児童扶養手当を受給されている方は、証書、決定通知などをご提示いただくか、コピーを添付してください。
⑤令和4年1月1日に、鶴ヶ島市で住民登録をしていなかった方は、令和4年度課税証明書またはマイナンバーカードが必要(16歳以上の同居者全員分)。

支給額・支給日など
支給額
小学校5万4060円
中学校6万円
支給日
令和5年3月予定
支給方法
保護者の口座に振込みます。
その他
新入学準備費は、就学援助制度による支給です。すでに令和4年度就学援助認定となっている世帯は、あらかじめ申請する必要はありません。



詳細はこちら

ご存じですか？スクールゾーン

問合せ先 生活環境課交通安全・防犯担当

市内には、通学路における児童の安全を守るために、スクールゾーンが設定されています。スクールゾーン内の道路では、時間帯によって車両の通行が禁止されています。通行禁止時間帯は、許可車を除く自動車・バイクなどの一般車両は通行できません。※ 歩行者・自転車専用道路となります

スクールゾーンにおける時間帯通行規制は、夏休みや冬休みなど学校の長期休業中も対象となりますので、くれぐれもご注意ください。

なお、付近に自宅、勤務先、駐車場があるなど規制時間帯



ウンロードしていただくか、担当窓口で配付しているものをご利用ください。

支給額
1世帯当たり5万円（1世帯1回限り、①、②の重複支給はできません）

申請期限
1月31日(火)まで

提出先・問合せ先
福祉政策課給付金担当

にやむを得ず規制箇所を通行しなければならない場合は、警察署発行の通行許可証が必要となります。※ 地元の方でも許可がなければ違反となります

時間帯通行規制が設定されている道路の進入口には、警察により標識が設置されています。運転の際は、標識や路面標示の有無を確認していただき、表示された時間内は通行しないでください。

「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」について

問合せ先 福祉政策課給付金担当

①非課税世帯
対象と思われる世帯に、「給付金支給要件確認書」を11月28日(月)から順次送付します。同封の記入例を参考に対象要件に合致することを確認の上、返信してください。

②家計急変世帯
11月28日(月)から受付を開始します。申請が必要ですので、申請書はホームページからダウンロード

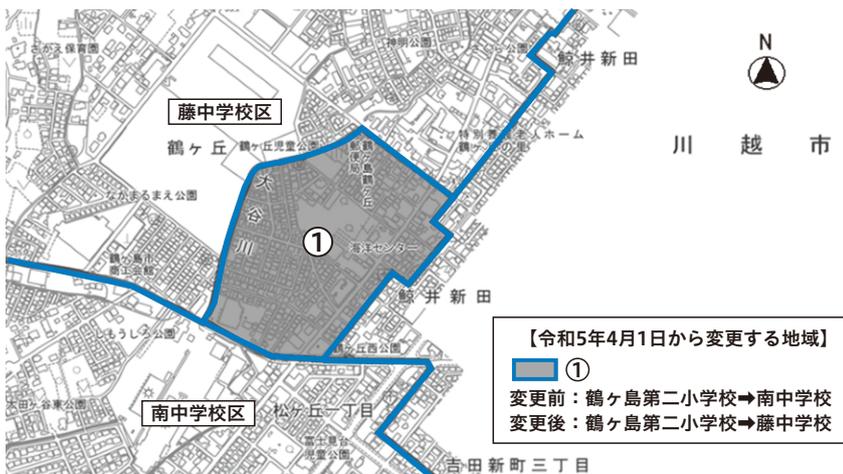
1世帯当たり5万円（1世帯1回限り、①、②の重複支給はできません）

申請期限
1月31日(火)まで

提出先・問合せ先
福祉政策課給付金担当

令和5年4月1日から中学校の通学区域が一部変更されます

問合せ先 学校教育課学務担当



1 変更する通学区域
南中学校区の鶴ヶ丘地区（左図のとおり）

図中①の現在鶴ヶ島第二小学校から南中学校に進学する地域は、令和5年4月1日から藤中学校の通学区域になります。

※ 令和4年度に南中学校に就学中の1・2年生の生徒は、卒業まで南中学校となります（手続き不要）

2 通学区域の一部変更に伴う経過措置
今回の変更に伴う経過措置として、当分の間、関係する生徒の指定校は、次のとおり変更できるものとします。

(1)経過措置
・図中①に居住する鶴ヶ島第二小学校の卒業生（対象は令和4年度から令和9年度の卒業）が、南中学校へ入学を希望する場合は、指定校を藤中学校から南中学校へ変更できます。

・図中①に居住する南中学校の生徒（対象は令和4年度に就学中の1・2年生）が、藤中学校への転学を希望する場合は、指定校を南中学校から藤中学校へ変更できます。

(2)必要な手続き
経過措置による指定校の変更を希望する場合は、12月23日(金)までに学校教育課で手続きをお願いします。

マイナンバーカードを作りにませんか？

問合せ先 市民課住民記録担当

最大20000円のポイントがもらえるマイナポイント

マイナンバーカードを12月末までに申請した人が対象です。申請はお早めに！

市役所、若葉駅前出張所では、申請サポートを実施しています。

市役所	平日の8時30分～16時30分
若葉駅前出張所	9時～17時 (出張所は土・日曜日も行っています)

企業などに出向いて、マイナンバーカードの申請のお手伝いを行う出張申請を受付しています。

出張申請を行います

会場	日時
カインズ鶴ヶ島店	12月4日(日) 10時～15時
ヤオコー鶴ヶ島店 (鶴ヶ丘地内)	12月11日(日) 10時～15時

持 本人確認書類(運転免許証などの顔写真付きのものか、保険証、年金手帳など2点)

マイナンバーカードを利用した『コンビニ交付』をご利用ください

利用時間 6時30分～23時(年末年始も利用できます。メンテナンス日を除く)

取扱店舗 マルチコピー機の設置してある全国のコンビニエンスストアなど

手数料 200円

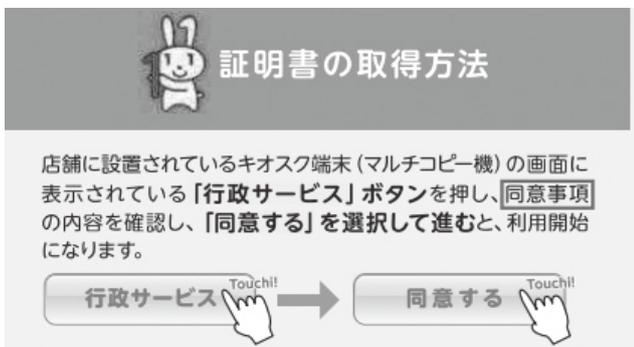
取得できる証明 住民票の写し、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書、課税証明書、納税証明書(市県民税証明のみ)



詳細はこちら

『証明書の取得方法』を紹介します(一部抜粋)

①マルチコピー機の画面操作(行政サービス▶同意する)



②マイナンバーカードの読み取り



⑤証明書の印刷

※ 印刷された証明書は、交換・返金ができません



④証明書の選択・入金

案内にそって、証明書の選択、必要部数の選択をし、証明書の交付手数料をお金の投入口に入金します。

③暗証番号の入力

マイナンバーカードの交付時に設定した暗証番号を入力し、本人確認を行います。



※ 市役所、若葉駅前出張所の窓口で、印鑑登録証明書を取得するためには印鑑登録証が必要です

犯罪のないまちを目指して

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

犯罪は、常に私たちのすぐそばに潜んでいます。私たち一人ひとりの心掛けや対策によって、被害を防ぐことができるものも多くあります。「自分は大丈夫」と過信せず、一人ひとりが防犯意識を高く持ち、犯罪を許さないという地域の目を光らせ、犯罪に強いまちづくりに取り組みましょう。

地域で作る犯罪に強いまち

私たちが住む地域には、犯罪を防ぐために様々な活動が行っている地域防犯推進委員がいます。自治会からの推薦により西入間地区防犯協会および西入間警察署から委嘱を受け、「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、警察や市と連携しながら、防犯キャンペーンや青色防犯パトロール活動などに積極的に参加していただき、地域住民からの要望などのとりまとめや情報伝達など、様々な防犯活動を行っています。犯罪を起こさせない、犯罪者が入り込まないまちを皆さんで作っていきましょう。今後も防犯活動にご協力をお願いします。

防犯表彰を受賞しました

振り込め詐欺撲滅キャンペーンや市民青色防犯パトロールをはじめとした各種防犯活動に、長年尽力された功績がたたえられ、本市から2名および1団体が表彰を受けました。

全国防犯栄誉金賞

佐藤 丈弘さん



佐藤 丈弘さん

地域安全功労者表彰

森田 一功さん
富士見自治会

犯罪情報を提供しています

緊急性のある重要な犯罪情報や、振り込め詐欺などの特殊詐欺と思われる予兆電話が多くかかってくるなど、市内で被害が発生しそうな場合は、迅速に、かつ広域に注意喚起を促す必要があるため、防災行政無線を活用し情報提供しています。また、ホームページおよびツイッターでも不審者情報や特殊詐欺情報などを配信していますので、ぜひご利用ください。

冬の交通事故防止運動を実施します

問合先 生活環境課交通安全・防犯担当

年末年始が近づくと、人や車の動きが慌ただしくなり、交通事故の多発が心配されます。交通ルールを守り、正しい交通マナーを習慣づけ、交通事故を防止しましょう。

年末年始・夜間は特に注意！

運転中の焦りやちよつとした気の緩みが、重大な事故を引き起こす要因になります。慌ただしい時期だからこそ、気持ち落ち着かせ、時間に余裕を持った行動を心掛けましょう。夜間は特に注意深く安全確認をしましょう。

飲酒したら歩行者も注意を

自転車も車両です。お酒を飲んだら絶対に運転してはいけません。自分だけでなく、お酒を飲んだ全員が正しい交通手段を利用しましょう。また、道路を歩行する際は歩道を歩き、横断する際は手を挙げて横断歩道を渡りましょう。酔って路上で寝込んでしまうと死亡事故につながり危険です。絶対にやめましょう。

二輪車の交通事故防止を

誰でも手軽に乗車できる自転車ですが、秋・冬季は、春夏に比べ事故の件数が2倍

に増加します。また、ひとたび事故が起これば、被害者だけでなく加害者にもなり得ます。自転車やバイクに乗車する際は必ずヘルメットを着用し、交差点での信号や一時停止の遵守と安全確認を徹底しましょう。早めのライト点灯や周囲から見えやすい明るい色の服装の着用、反射材の利用などで安全を心掛けましょう。

交通事故防止運動

実施期間

12月1日(木)～14日(水)

市運動重点

薄暮時の早めの点灯運転推進

街頭指導

チラシや啓発品などを配布しながら交通安全を呼びかけます。

日時 12月6日(火)14時～
場所 ワカバウオーク



消防情報119番トピックス

問合せ 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部 ☎281・3119

救命講習会(1月～3月)

対 市内または坂戸市在住在勤在学の中学生以上の方

種別	月日	場所	定員(申込順)	時間
普通救命講習	1月18日(水)	坂戸消防署	15人	9時～12時
	2月19日(日)	鶴ヶ島消防署	10人	
上級救命講習	3月10日(金)	坂戸消防署	15人	9時～17時

内 【普通救命】心肺蘇生法(成人)および大出血時の止血法【上級救命】心肺蘇生法(成人、小児、乳児、新生児)、大出血時の止血法、傷病者の管理法、手当の要領および搬送法

料 無料 他 駐車場には限りがあります

申問 12月13日(火)から消防本部警防課救急担当へ
☎281・3116(土・日曜日、祝日を除く8時30分から17時まで)

防火対象物の使用開始の届出をしてください

消防本部予防課 ☎281・3117

建物やテナントとして建物の一部を使用して事業を始める方は、消防本部に届け出る必要があります。

Q いつ届け出るの？

A 使用開始の7日前までに

Q 誰が出すの？

A 建物を使用する方、テナントの場合は入居する方に届け出する義務があります。設備業者、工業者などが代理で届け出に来ていただいても大丈夫です。

Q どんとき届け出するの？

A 建物を新築したとき、増改築したとき、建物の用途やテナントを変更したとき
(例)事務所→飲食店、住宅→福祉施設

Q 必要な書類は？

A 防火対象物使用開始(変更)届出書
(組合HPからダウンロード可能)
※ 案内図、配置図、各階平面図(消火器などの設備を記載)、その他必要な書類を正副2部

Q どこに出すの？

A 坂戸・鶴ヶ島消防組合消防本部予防課

Q なぜ届出が必要なの？

A 建物の使用状況を把握し、必要な消防設備が適正に設置されているかを事前に確認し、建物の安全性を確保するため。

建物の増改築などに注意！

消防法に基づく事業所などの立入検査で建物の増改築や用途変更が判明し、新たに消防用設備が必要になる例が後を絶ちません。こうした場合、事業主の費用負担が莫大になるだけでなく、人命危険が増大する恐れもあります。事前に建築関係機関および消防本部にご相談ください。

暖房器具の取り扱いに注意

消防本部予防課 ☎281・3117

石油ストーブの燃料缶のふたのゆるみから灯油が漏れ、火が燃え移ると火災が発生します。また、寝ている間に電気ストーブから布団に着火した火災も発生します。今一度、暖房器具の取扱説明書に目を通していただき、正しい取り扱いをお願いします。

【給油時の注意点】

- ・石油ストーブの燃料缶のふたはきっちり閉めましょう。
- ・石油ストーブの燃料は灯油です。ガソリンを入れしないでください。
- ・火をつけたままの給油は危険です。火を消してから給油してください。

【暖房器具使用時の注意点】

- ・暖房器具の周りに燃えやすいものを置いたり、洗濯物を干さないでください。
- ・火のついたまま、暖房器具を移動しないでください。
- ・寝るとき、部屋を離れるときは暖房器具の火を消してください。

※ 新型コロナウイルス感染症予防のため、消毒用アルコールを使用する機会が多くなると考えられます。石油ストーブなどの火気を伴う暖房器具の近くで使用したり、手指の消毒直後に近づけないでください。アルコールは揮発性が高く、引火する恐れがありますので気をつけましょう



令和5・6年度競争入札参加資格審査申請の受付

問合先 各問合先

	坂戸・鶴ヶ島 消防組合	坂戸、鶴ヶ島 下水道組合	坂戸、鶴ヶ島 水道企業団
受付期間	1月10日(火)～31日(火) ※ 消印有効		
提出方法	郵送のみ (簡易書留など配達を確認できる方法、持参不可)		
申請要領	消防組合HPから ダウンロード	下水道組合HPから ダウンロード	水道企業団HPから ダウンロード
提出先	坂戸・鶴ヶ島消防組合 管理課管理担当(〒350-0221 坂戸市鎌倉町16-16)	坂戸、鶴ヶ島下水道組合 総務課(〒350-0214坂戸市千代 田1-1-16)	坂戸、鶴ヶ島水道企業団 財務課経営企画担当(〒350- 0214坂戸市千代田1-1-16)
問合先	消防組合管理課管理担当 ☎281・3120	下水道組合総務課 ☎283・2051	水道企業団財務課経営企画担当 ☎283・2080

次の団体が発注する建設工
事、設計・調査・測量、物品・
その他の業務委託などの入札
または見積りに参加しようと
する事業者は、競争入札参加
資格審査の申請をして、資格

者名簿に登録されることが必
要です。
この資格者名簿により事業
者を選定します。登録を希望
する事業者は、次のとおり申
請してください。

アンケート調査に ご協力ください

問合先 介護保険課介護保険担当

市では、高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画(令
和6年度～令和8年度)の策
定に向け、高齢者やその家族
が必要としている介護サービ
スや、地域ごとの課題などを
把握するため、65歳以上の方
から調査対象者3000人を

無作為抽出し、アンケート調
査を実施します。調査対象と
なった方には調査票を送付し
ますので、アンケートの回答
にご協力をお願いします。

水道メーターなどを寒さから守ろう

問合先 坂戸、鶴ヶ島水道企業団 ☎283・1953

寒さの厳しい季節になる
と、水道メーターなどが凍結
し、破損しやすくなりますの
で、次のことを参考にしてく
ださい。
○水道メーターの保温は、メ
ーターボックスの中に発泡ス
チロールなどを入れる
○露出した水道管は、布など
を巻いて保温し、上からビニ
ールやテープを巻きつける
○凍結したときは、ぬるま湯
で徐々に溶かす
○家を数日留守にする場合
は、メーターボックス内にあ
る丙止水栓を必ず閉める
○破損したときは、メーター
ボックス内にある丙止水栓を
閉め、破損箇所に布かテープ
を巻いて応急処置をし、指定
給水装置工事業者に修理
を依頼してください。なお、

メーターの破損は水道企業団
にご連絡ください。

**水道使用開始・中止の届出に
ついて**

次のような場合は3日前ま
でに、必ずご連絡ください。

①新たに水道を使い始めると
き

②部屋の工事、清掃などで一
時的に水道を使い始めるとき

③引っ越し、長期不在などで
水道を止めるとき

受付時間

月～金曜日 8時30分～17時
15分(土・日曜日、祝日、12
月29日～1月3日を除く)

詳しくは水道企業団ホーム
ページをご覧ください。



水道企業団HPは
こちら